

ダウンロード

○沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例

平成27年10月27日

条例第51号

改正 平成31年3月29日条例第5号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 陸上交通により通学することができる高等学校が所在していない離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。）の中学校を卒業した高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒の宿泊の用に供するための施設並びに離島の児童生徒の諸活動及び交流のための施設を提供することにより、教育の機会均等及び教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって離島の振興に資するため、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、那覇市東町21番1とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 舎室に入舎した生徒の寄宿及び生活指導に関すること。
- (2) 交流室の使用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。

(入舎資格)

第5条 センターの舎室に入舎することのできる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 寄宿舎が設置されていない高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を除く。次項において同じ。）に在学し、又は入学が決定していること。
- (2) 陸上交通により通学することができる高等学校が所在していない離島の中学校を卒業したこと。
- (3) 秩序ある共同生活ができると認められること。

2 前項各号に掲げる要件を備えた者の宿泊の用に供してもなお舎室の定員に満たないときは、同項の規定にかかわらず、高等学校に在学し、又は入学が決定している者であって、秩序ある共同生活ができると認められるものは、センターの舎室に入舎することができる。

(使用の許可)

第6条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(職員)

第7条 センターに事務職員その他の所要の職員を置く。

(施設の使用期間)

第8条 施設の使用許可の期間(以下「使用期間」という。)は、1年を超えないものとする。

2 前項の使用期間又はこの項の規定により更新された使用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、教育委員会規則で定める事由があるときは、この限りでない。

(使用料等)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(損害の賠償等)

第12条 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成27年11月教育委員会規則第18号で、同27年12月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な入舎等の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

附 則 (平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

別表 (第9条関係)

区分	単位	使用料
舎室	1月につき	19,000円

交流室	1室1時間につき	150円
-----	----------	------

備考

- 1 舎室に係る使用料は、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。
この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 交流室に係る使用料は、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
一部改正〔平成31年条例5号〕